

本資料に掲載する情報について様々な注意を払って掲載しておりますが、内容の正確性、有用性、安全性、その他いかなる保証を行うものでもありません。つきましては、本資料の情報を参考にとられた行動の結果生じた損害等であっても当社は一切責任を負いませんので、あくまでご自身の責任においてご利用ください。
また、ご使用の際には、内容等について必ず各自治体にご確認のうえご利用ください。

○騒音規制基準(工場および事業所騒音)(敷地境界線基準)

(単位:デシベル)

茨城県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~18:00)	朝(6:00~8:00) 夕(18:00~21:00)	夜間 (21:00~翌日6:00)
第1種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域	65	60	50
第4種区域	工業地域及び工業専用地域	70	65	55
第5種区域	工業専用地域	75	75	65
対象地域	75市町村を指定。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種区域、第3種区域又は第4種区域内の学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の概ね50メートルの区域内は5デシベル減とする。 ・条例で第5種区域を新設、その場合区域区分は第4種区域は工業地域、第5種区域は工業専用地域となる。 			
条例・規則等	茨城県公害防止条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			
栃木県(法規制基準)				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~18:00)	朝(6:00~8:00) 夕(18:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	45
第2種区域	-	55	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	60
対象地域	42市町村を指定、地域及び区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種区域、第3種区域又は第4種区域内の学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の概ね50メートルの区域内は5デシベル減とする。 			
条例・規則等	騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			

更新月	2005年9月
-----	---------

栃木県(条例基準)				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~18:00)	朝(6:00~8:00) 夕(18:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
1	工業専用地域	75	70	60
2	工業専用地域以外の地域(次の地域を除く)	65	60	50
3	学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50メートル以内の区域内の地域	60	55	45
対象地域	全域			
備考	法規制により指定された地域内にある騒音に係る特定工場等から発生する騒音に係る規制基準は、法規制の規定による規制基準と同一の基準とする。			
条例・規則等	栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則			
更新月	2005年9月			
群馬県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~18:00)	朝(6:00~8:00) 夕(18:00~21:00)	夜間 (21:00~翌日6:00)
第1種区域	-	45	40	40
第2種区域	-	55	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	55
対象地域	市町村ごとに地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
条例・規則等	群馬県の生活環境を保全する条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			

埼玉県(さいたま市も同じ)			
時間・区域の区分	昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	50	45	45
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60
対象地域	市町村により地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種区域、第三種区域及び第四種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。 ・県条例で指定施設の横だしあり。 		
条例・規則等	埼玉県生活環境保全条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類		
更新月	2005年9月		

千葉県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	55	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	60
対象地域	市町村により地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。			
条例・規則等	騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			
東京都				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～23:00)	夜間 (23:00～翌日6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 ※1 AA地域 清瀬市松山3丁目 竹丘1丁目及び3丁目の一部 前号に接する地先及び水面	45	40	40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 ※2 第1特別地域 無指定地域(第1、第3、第4種区域を除く)	50	45	45
第3種区域	近隣商業地域(第1特別地域を除く) 商業地域(第1特別地域を除く) 準工業地域(第1特別地域を除く) ※2 第2特別地域 前号に接する地先及び水面	(～20:00) 60	(20:00～) 55	50
第4種区域	工業地域(第1、第2特別地域を除く) ※2 第3特別地域 前号に接する地先及び水面	70	60	55
対象地域	都内全域			
備考	第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校(幼稚園を含む)、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域を除く)における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。 ※1 AA地域の指定 平成12年3月31日都告示第420号(騒音に係る環境基準の地域類型の指定) ※2 特別地域特別地域 2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲			
条例・規則等	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			

神奈川県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～18:00)	朝(6:00～8:00) 夕(18:00～23:00)	夜間 (23:00～翌日6:00)
第一種低層住居専用地域		50	45	40
第二種低層住居専用地域				
第一種中高層住居専用地域				
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域		55	50	45
第二種住居地域				
近隣商業地域		65	60	50
商業地域				
準工業地域				
工業地域		70	65	55
工業専用地域		75	75	65
その他の地域		55	50	45
対象地域	・法規制:19市2町を対象地域として指定。県知事は10市2町を指定地域として定め、中核市、特例市などは独自に条例にて基準設定。			
備考	・県条例で工業専用地域を新設。			
条例・規則等	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 騒音・振動の適用地域・規制基準(県条例)			
更新月	2005年9月			
千葉市				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	55	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	60
対象地域	千葉市全地域			
備考	・第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、騒音規制法第4条第1項の規定により市長が定める規制基準に定めるところによる。 ・第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域はデシベルを減じた値とする。			
条例・規則等	千葉市環境保全条例施行規則			
更新月	2005年9月			

川崎市			
時間・区域の区分	昼間 (8:00～18:00)	朝(6:00～8:00) 夕(18:00～23:00)	夜間 (23:00～翌日6:00)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45
対象地域	川崎市全地域		
条例・規則等	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則		
更新月	2005年9月		
横浜市			
時間・区域の区分	昼間 (8:00～18:00)	朝(6:00～8:00) 夕(18:00～23:00)	夜間 (23:00～翌日6:00)
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45
対象地域	横浜市全地域		
条例・規則等	横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則 開発・規制指導＞騒音・振動		
更新	2005年9月		